

第3次新座市環境基本計画（素案）

意見募集期間：令和4年11月15日（火）～同年12月14日（水）

提出者数・意見数：10人・39件

提出された意見と意見に対する市の考え方
 : 意見のとおり素案を修正したもの
 : 意見どおりではないが、素案の一部修正したもの
 : 素案の修正は行わないが、今後の参考・検討課題とするもの
 : 素案を修正しないもの / 意見を採用しないもの

No.	指摘箇所	提出された意見	意見に対する市の考え方	市の方針
1	P27	脱炭素型エネルギー利用の取組について、公共施設への導入は市の主導で進んだとしても市全体では効果は薄いと考えます。市民の取り組みを更に進めるような広報や補助体制が必要と思います。	P27で記載の「再生可能エネルギーの活用に関する情報提供を行います。」について、広報等を活用した周知啓発に関する文言を追記します。 また、補助体制に関しましては、太陽光発電設備等の購入・設置費用に対する補助制度の導入に向けた整備を進めます。	○
2	P42	啓発活動と教育・人材育成についての記載がないと思われます。市民を巻き込んで活動することが環境先進都市に進む大きな課題と思います。啓発と言うより強い言い方で「環境教育」という言葉を基本計画の中に具体的に記載し市民に強く訴えてほしいと思います。 他自治体の事例を参考にしてほしいと思います。	啓発活動や教育・人材育成について、「基本目標5．環境のためにみんなが考え行動する「まち」をめざそう」で本市の環境に関する情報提供や地域団体との協働体制の構築、環境教育の機会の創出などの取組を具体的に記載していることから、素案の修正は行いませんが、頂いた御意見は、今後の環境施策の検討・推進・推進に当たっての参考とさせていただきます。	-
3	計画全体	環境基本計画を熟読することは難しいと思います。A3およびA4で大まかに全体像が理解出来る「環境基本計画の概要」を作成し、市民全員に配布してほしいと思います。	本計画の策定と併せて、計画の概要版を作成し、市のホームページへの掲載のほか、公共施設に配備します。	-
4	P27	皆様ご承知の通り、今気候変動は待ったなしの問題です。そこで、市内でもより積極的な省エネ拡大ならびに再生可能エネルギーの普及が必要とされています。本計画には、今後のさらなる再エネ設備の導入が明記されていますが、ぜひ「最大限に」進めていただきたく存じます。	市では、再生可能エネルギーの導入に向けて積極的に取り組んでいきます。頂いた御意見は、今後の環境施策の検討・推進に当たっての参考とさせていただきます。	
5	P27	「太陽光発電設備などの購入・設置費用に対する補助による普及促進を図ります」とあります。近隣の朝霞市では、太陽光発電への補助制度が設けられていますが、本市にはこの制度がない状況です。太陽光発電の「普及促進」のため、ぜひ制度導入の前向きなご検討をお願いいたします。	現在、市では太陽光発電設備等の購入・設置費用に対する補助制度の導入に向けた整備を進めています。頂いた御意見は、今後の環境施策の検討・推進に当たっての参考とさせていただきます。	

No.	指摘箇所	提出された意見	意見に対する市の考え方	市の方針
6	P27 P29	「公共施設における太陽光などの再生可能エネルギーの導入に努めます。」 「地域全体で自立・分散型エネルギーの導入を進めます。」などの文言についてです。方向性は示されているものの、具体性と透明性に乏しい印象を受けます。具体的な数値目標とロードマップも打ち出していただけようをお願いいたします。	公共施設における再生可能エネルギーの導入に係る数値目標については、P26環境指標「公共施設の再生可能エネルギー導入量（累計）」及びP27「市の取組」で具体的な内容をそれぞれ記載しております。 更に、自立・分散型エネルギーの導入等の検討を進めており、補助制度の詳細が決定次第改めて公表を行いますので、これを基本計画の記載内容と合わせてロードマップに代えさせていただくものとして、素案のとおりとさせていただきます。	
7	P29	事業者の取組みの一つに、「車の購入や買い替えの際には、次世代自動車を購入するように努めます。」とあります。この「次世代自動車」について、より大幅なCO2削減を見込めるよう、ハイブリッド車（HV）より電気自動車（EV）を推奨していただきたく存じます。	頂いた御意見を踏まえ、素案を一部修正します。また、普及・啓発に向けた施策の検討を行います。	○
8	P27	「再生可能エネルギーの活用のため、太陽光発電設備などの購入・設置費用に対する補助による普及促進を図ります。」につきまして、「再生可能エネルギー」を「再生可能エネルギー等」に変更していただきたい。	御指摘のとおり、省エネルギー対策は再生可能エネルギーの活用に限定するだけでなく、省エネ機器の活用など様々な手段を講じていくことが求められます。このため、頂いた御意見のとおり、素案を修正します。	
9	P28	市民、事業者の取組の「温室効果ガス排出量の少ない燃料や電気への転換に努めます。」につきまして、「温室効果ガス排出量の少ないエネルギーや、省エネ機器・設備の利用」に変更していただきたい。	地球温暖化の防止については、多様な取組が求められることから、頂いた御意見のとおり、素案を修正します。	
10	P43	「子どもたちの環境保全に対する意識の向上を図るため、小・中学校における環境教育として出前講座を実施します。」につきまして、「事業者等とも連携した出前講座」に変更していただきたい。	本取組は、市で実施している出前講座について、記載しておりますが、講座の内容は原則的に講師を担当している環境保全協力員の会が主体となって決定していることから、素案の修正は行いません。 なお、環境講座への事業者の参加についてはP43「事業者の取組」の文中「環境講座などの場の提供や、地域で行う環境保全活動への協力」に記載しています。	-
11	P63	「雨水貯留槽などの購入費に対する補助による普及促進を図ります。」とありますが、温室効果ガス排出量目標達成への具体的な施策として、取組内容を拡充していただきたい。再生可能エネルギーの普及促進を図るためには、蓄電池やコージェネレーションシステム等の導入に資する具体的支援策(補助金等のインセンティブ策)は必須と考えられます。	現在、市では温室効果ガス排出量削減のための補助制度の導入に向けた整備を進めています。 今後の補助制度の導入が決定次第、P64「再生可能エネルギーの活用に関する情報提供を行います。」の記載に基づき公表を行っていきます。	

No.	指摘箇所	提出された意見	意見に対する市の考え方	市の方針
12	P64 P65	家庭用燃料電池は、既存エネルギーを効率的に活用し、熱と電気を生み出すコージェネレーションシステムの一つであり、環境負荷が少ない「省エネ・創エネ設備」ですが、現時点においては「脱炭素型エネルギーの利用」には直接結びついておりませんので、脱炭素型エネルギー利用に向けた取組の市民の取組に記載されている「家庭用燃料電池システムの導入に努めます。」は「省エネルギー対策の推進」に記載を変更していただきたい。	頂いた御意見のとおり、素案を修正します。	
13	P76	「電気の供給が途絶えた場合でも、電力を確保するため、公共施設における非常用発電設備や避難所への再生可能エネルギー及び蓄電地の導入を進めます。」につきまして、都市ガスによる空調システムの一つ「電源自立型ガスエンジンヒートポンプ」を活用すれば停電時においても、空調機器を使用し続けることが可能です。防災拠点となる公共建築物はこのようなシステムを始め多様な電源の確保を含めた「強靱性」に優れた施設である事が必要であるため、「再生可能エネルギー等によるエネルギーの多重化を図ります。」に変更していただきたい。	P76「再生可能エネルギー及び蓄電地の導入を進めます。」としていますが、災害時には、様々な方法でのエネルギー確保が求められます。このため、頂いた御意見を踏まえ、素案を一部修正します。	○
14	P76	「地域全体で自立・分散型エネルギーの導入を進め、エネルギー供給における多様化・分散化を図るため、事業所、住宅等における太陽光発電システム等の導入について市民等に対しての啓発を実施します。」につきまして、「太陽光発電システム等」を「再生可能エネルギー、蓄電池、創エネ設備等」に変更していただきたい。	本計画で導入の啓発をすべき対象は、太陽光発電設備に限らず多くの再生可能エネルギー利用設備が対象となりますので、頂いた御意見を踏まえ、素案を一部修正します。	○
15	全体	全体として、SDGsに関連づけることによって結論づけています。それだけでは、現実の課題をどう解決するかという視点が若干弱いように思います。	本計画ではP21「基本目標と取組の方針」において5つの基本目標を定め、その目標に関連した身近な取組を記載しております。この身近な取組が国際的な目標であるSDGsの達成につながるものと考えていることから、素案の修正は行いませんが、頂いた御意見は環境施策の検討・推進に当たっての参考とさせていただきます。	
16	第4章	施策の目標が、市の取組、市民の取組、事業者の取組となっていることが、良いと思います。三者それぞれの立場で、時には協働しながら、保全に取り組む大切さ・責任感を強調していると感じます。	各主体の協働による取組を引き続き進めていきます。	-
17	P38	自然と共生した潤いのある「まち」指標として、10年後には保全樹木本数、生産緑地面積の目標値が減少していますが、これを現状レベルにおくことは不可能なのですか。	P38「基本目標7・自然と共生する潤いのある「まち」をめざそう」の環境指標は、現在改訂中の新座市みどりの基本計画の数値目標と整合性を図っているものから、素案の修正は行いませんが、頂いた御意見は今後の環境施策の検討・推進に当たっての参考とさせていただきます。	

No.	指摘箇所	提出された意見	意見に対する市の考え方	市の方針
18	P40	近年、豪雨時の河川の洪水の危険が言われています。雨水が浸透出来る街づくり道路づくりをぜひ進めてほしいものです。浸透性のある舗装も大切ですし、雨水が街路樹の周辺から地中に浸透するためにも、街路樹の整備を進めるべきです。	P40「緑化の推進」で「公園等の公共空間において、緑道の整備を実施します。」「都市計画道路などの新設道路を整備する際には、街路樹を整備します。」と記載のとおり、整備を進めてまいります。	
19	P40	外来生物は動物だけでなく植物も考慮すべき。庭などで鑑賞用に植栽された植物が、範囲を超えて自然界に広がり、本来の生態系を乱している例はたくさんあります。	P40「生物の多様性」に記載の「外来生物」とは動物だけではなく植物を含めた生物全般を指したものです。植物については、駆除を中心に対応するものとして記載しましたので、素案の修正は行いませんが、頂いた御意見は環境施策の検討・推進に当たっての参考とさせていただきます。	
20	P44	地域で行う環境保全活動とありますが、地区内の除草をしたり、落葉を掃き集めて捨てるようなクリーンデイを定期的に行う実施するのは、「環境保全活動」とは言えないと思います。基本的に、「環境美化ではなく、環境保全」を、地域の人々が理解して活動に参加できるような仕組みを整えていく必要があるのではないのでしょうか。その目的のために、基本目標5で、町内会・自治会レベル（市街地）での学習の機会を助成していく必要があるのではないのでしょうか。	P44「個別目標9.環境活動の輪を広げよう 環境に対する意識の向上」で記載する取組で環境保全に関する学習の機会の創出や広報等を通じた啓発、さらには、「協働体制の構築」で記載する取組として町内会等との協力体制の構築を進め、地域の人々が理解して環境保全活動に参加できる体制を整備してまいります。頂いた御意見は、今後の環境施策の検討・推進に当たっての参考とさせていただきます。	
21	P64-65	64頁～で、「脱炭素型エネルギー利用に向けた取組」を謳っていますが、ここで注意したいのは、「脱炭素型エネルギー」として、「原発による発電」を含むのではないかという危惧があります。一部で言われている「温暖化対策としての原発の必要性」につながる心配を感じます。原発事故の惨禍を経験している私たちは、また原子力発電による大いなる環境破壊の現実も知っています。この新座市の環境基本計画の中ではっきりと「原子力発電に頼らない生活」「原子力発電によるエネルギー政策の見直し」と、明記すべきです。市民、事業者の取組にも「原子力発電によらない電力の選択に努める」と書いて欲しいものです。	素案の修正は行いませんが、原子力発電に関しましては、今後も国の動向を注視し、対応を進めてまいります。	-
22	P64-65	太陽光発電についても、現在の太陽光パネルの耐久力、壊れて廃棄する場合の環境負荷なども考慮のうえの推進であるべきと思います。	太陽光発電に関しましては、環境への影響等を踏まえて、導入を進めるとともに、リサイクルなどについても、国の動向を注視して対応してまいります。頂いた御意見は、今後の環境施策の検討・推進に当たっての参考とさせていただきます。	

No.	指摘箇所	提出された意見	意見に対する市の考え方	市の方針
23	P64-65	太陽光発電の蓄電技術は向上しているようですが、まだまだ高価。個人での導入は難しいので、事業者や公共施設で再エネ導入の場合には、積極的に蓄電設備も整えて欲しいものです。	公共施設に太陽光発電を導入する際には、蓄電池の導入も併せて検討を行います。また、事業者に対しましては、太陽光発電設備及び蓄電池等の購入・設置費用に対する補助制度の導入に向けた整備を進めてまいります。	
24	P64-65	再エネ発電の研究開発も進んでいます。新しいタイプの太陽光発電(建物壁面や窓に貼るなど)も始まっているようです。公共施設ではそれらの導入も視野に入れるべきです。	現在、公共施設への太陽光発電を始めとした再生可能エネルギー利用設備の導入について、情報収集を行い、検討を進めているところです。頂いた御意見は、今後の導入検討に当たっての参考とさせていただきます。	
25	P39	近年、野火止用水周辺の畑地の宅地化が進み、野火止用水がただの住宅地を流れる用水路と化しつつあります。子供が水に親しみ、ざりがにを釣ったりして周囲に安らぎをもたらしていたのに残念です。畑地の維持、武蔵野の林、屋敷林を残す施策をしないと、武蔵野の面影は平林寺のみとなりかねません。お願いします。	P39「個別目標7.自然環境の保全を進めよう 水と緑の保全」で記載する取組として、「グリーンスマイル基金」の活用による緑地の公有地化や「特別生産緑地」の指定による農地の保全を進めてまいります。	
26	P28	市の公用車にEV車を優先採用すること、賛成です。	公用車への電気自動車を始めとした次世代自動車の優先的な導入を進めていきます。	
27	P29	災害対策も含め、地産地消の電力をめざしてください。長い送電線は災害に弱い。電力の無駄でもある。方法として、東京都のように、新築住宅、マンションにソーラーを義務づける。次に効率的な蓄電池の開発を国、企業等に働きかける。熊本地震では、ソーラーを備えた家は停電中も家電が使えたと聞きます。街灯だけでも防犯、安全が図られます。	頂いた御意見は、今後の環境施策の検討・推進に当たっての参考とさせていただきます。	-
28	その他	原発は温排水をだし、温暖化防止には役立ちません。放射性廃棄物は環境汚染の最たるものです。しかも、維持管理は10万年を要します。けして、安上がりの電力ではありません。さらに、事故が起きれば、復元不能で、環境汚染、対策費用は算定不能と言ってよいほどだというのは福島第一の事故が示しています。脱原発の決議をして、政府に提出してください。	原子力発電に関しましては、今後も国の動向を注視し、対応を進めてまいります。	-

No.	指摘箇所	提出された意見	意見に対する市の考え方	市の方針
29	P20	「各主体が共感できる分かりやすい望ましい環境像が...」は、日本語的には「分かりやすい、望ましい環境像」か「分かりやすく望ましい環境像」だろう。 その上で言えば、この「分かりやすい、」もしくは「分かりやすく」は、敢えて言うまでもない、当たり前前の修飾語でしかなく、その証拠に次の行では、「次のように望ましい環境像を定め...」と、早くも省略されている。2行目の「分かりやすい」は要らない。	頂いた御意見のとおり、素案を修正します。	
30	P20	「共存」とも「併存」とも「協和」とも「調和」とも異なる「共生」なる言葉が、意味の説明も定義もなしに現れる。またその前後を読むことによって「共生」の意味が汲み取れるような書き方にもなっていない。ただ、「豊かな暮らしと自然が共生する...」といい、「自然と人が共生するまちを...」としかいっていない。立案者は、新座市環境基本計画の「望ましい環境像」に打ち出した「共生」の価値創造的な意味を、まさにここでこそ分かりやすく市民に説くべきだろう。	頂いた御意見を踏まえ、素案を一部修正します。	
31	P21	「基本目標」の中に「4.自然と共生した...」とあり、P.22にも、P.38にも「4.自然と共生した...」は引用されている。これらは「自然と共生する...」でなければおかしい。今後の、未来の到達目標、実現目標なのだから。 「望ましい環境像」では、「豊かな暮らしと自然が共生する...」となっている。「共生した...」といたり「共生する...」といたり、単なる混乱だろうか。混乱であるなら「共生する」に統一すれば済む。	頂いた御意見のとおり、素案を修正します。	
32	P38	(1)水と緑の保全について、ここにおいて、各河川との関わりが取り扱われていないように見える。「取組内容」のどこにも具体的な河川の固有名詞はなく、「河川」という総称さえ見えない。河川のありようは「水と緑の保全」とは別枠なのだろうか？ また、担当課の中に「道路河川課」が含まれていない。道路河川課は「水と緑の保全」に関わらないのか。 河川の扱いについては、例えばP.21で、「柳瀬川、野火止用水などの水辺...」といい、P.38でも同じく「柳瀬川・野火止用水などの水辺...」というなど、必然性があるとも思われないのに省略形を使っているように感じられる。黒目川、中沢川、中野川、坂之下川が二義的に扱われるのには理由があるのだろうか。新座市の他の計画では、すべての河川の言及や、P.39市の取組(1)水と緑の保全は、河川の扱いという観点から、根本から再考が必要ではないだろうか。	水と緑の保全における「水」に関しましては、河川だけでなく、湧水や用水路などのすべての水辺について、言及しており、全ての水辺の名称を記載した場合、記載内容が多くなり、読みにくい文章となると想定されるため、「柳瀬川、野火止用水など」と省略した表現をしています。 しかしながら、御指摘のありました河川のうち黒目川については、柳瀬川と同様に新座市を流れる河川法で指定された一級河川であることから、「黒目川・柳瀬川・野火止用水等」と記載することが望ましいと判断し、素案を修正いたします。 また、道路河川課における業務内容は道路・橋梁・生活用水路の工事設計。施工管理維持補修となっておりますので、P39市の取組 水と緑の保全内に「市内の用水路の維持のため、適切な管理を実施します。」新たな取組内容として追記します。	

No.	指摘箇所	提出された意見	意見に対する市の考え方	市の方針
33	P43	<p>「自然とふれあう活動の推進」というタイトルが示す、ことからの重要性に比し、提示されている取組の規模、内容ともに、あまりにも貧弱ではないだろうか。市の推奨する「自然とふれあう活動」が、柑橘果実のもぎ取り（のようなこと）や不十分な学校林であるという。</p> <p>ここにおいてこれらの提案が「第3次新座市環境基本計画」の内容であることが忘れられていないか。ここに示されているのは過去の事業記録の引き写しに過ぎない。求められているのは、あるいは市民が期待するのは、「豊かな暮らしと自然が共生する持続可能なまち」となっていこうとするこれからの新座市が、自然とのふれあいを求める多くの市民の参加を想定して企画する、これまでになく新しい多くのアクティビティの提供ではないだろうか。そうした市の姿勢が窺えない。</p> <p>特別緑地保全地区の創造的利用や、黒目川、柳瀬川などプールとは異なる水辺の体験など、創造性や防災を視野に入れるだけでも多くの活動が企画できるのではないだろうか。土との、火との、水との直接的な触れ合いを発想源としたらどうか。多くのアイデアが湧いてくるのではないか。木を加え、金属素材を加え、天体を加えればイマジネーションは無限に広がる。</p> <p>新歴史民俗資料館の園庭を、平林寺由来の雑木林と一体となった「郷土史植物園」とし、自然とのふれあいが同時に新座の歴史との対話になるような斬新な博物館運営を行ってほしい。言い出したものの実現できない「山野草観察園」構想を「郷土史植物園」に包含させれば未解決課題の解消にもなる。それは同時に、園芸療法やガーデンセラピーの場として、併設の「保健センター」にとっても大きなメリットとなるのではないだろうか。</p>	<p>頂いた御意見は、今後の環境施策の検討・推進に当たっての参考とさせていただきます。</p>	
34	P38、P68	<p>妙音沢特別緑地保全地区の現状値と目標値が3.3haで同一となっている。妙音沢緑地では、隣接の若干の民有地を、遠くない将来に保全緑地に組み込む方向で交渉が進んでいるのではなかったらうか。取得する面積が微細であるために目標値に反映されないのか、それとも、10年かけても達成できる見込みがないのか。</p>	<p>妙音沢特別保全地区は、栄一丁目の斜面林（妙音沢緑地）が自然と共生した環境保全型緑地として、平成16年（2004年）2月に都市緑地法に基づいて、合計3.3haを指定したのですが、市有地の他、御指摘のありました約0.2haの民有地を合わせて指定したものとなっております。</p> <p>しかしながら、この緑地の維持・管理を通じて、保全地区面積を維持することを目標としていることから、P38及びP68の記載について、一部修正します。</p>	○

No.	指摘箇所	提出された意見	意見に対する市の考え方	市の方針
35	P40 第4章 基本目標 4	<p>後期高齢者になり、体力が落ちて休まず歩く事が困難になったことを痛感する状態になりました。歩く事が健康維持の必須条件と言われています。じりじり照り付ける真夏日には、遮るものが無い道路を強い日差しが覆います。新座市の街路樹として植えられているのは百日紅です。日陰は望めません。街路樹として所々に枝をひろげる緑陰を造ってくれる木が植えてあったらどんなに嬉しいかと思えます。合わせてベンチがあったら倍嬉しいです。</p> <p>ふるさと新座館前庭の中央に大きな欒や楠木等2~4本植樹して頂きたいです。小さな苗木も10年も経てば大木になり緑陰を作ってくれと思えます。</p> <p>ふるさと新座館前庭は何年も経つのに砂ぼこり舞立つ更地のままの状態の庭です。見るたびにがっかりします。ふるさと新座館開館当時、公民館まつりのイベント等の折、日差しの強い日で、外に出ていられない状態で楽しめませんでした。現在も当時のままで、イベントの折等悲しいです。公園化して、大木の下にベンチなどあれば、自然と人は集まり憩いの場所になるはずです。</p> <p>新座館の前庭は剪定の必要もなく、緑のオアシスになると思えます。樹木を植えられない事情があるのでしょうか？</p> <p>新座団地賃貸住宅には、中央道路沿いに4本の欒の大木が立っています。夏は、広い範囲に緑陰が出来ます。下にベンチが置いてある所では、毎日2~3人ぐらいでおしゃべりをしている人達を見かけています。見ているだけで和みます。新座住宅の中央にある歩道には、ベンチが所々に有り休みながら歩く事が出来助かります。隣の志木ニュータウンの道路は、団地建設時に木を植えることにこだわった設計者がいたおかげで、体育館~柳瀬川駅まで樹木の中を歩ける道路で本当に助かります。所々にベンチがあり車の運転もできなくなった高齢者には優しい道路です。設計者の強い意志で植樹され、何十年経過後を見据えた道路と聞いております。是非視察して頂きたいです。</p> <p>地球温暖化に樹木で気温を下げる計画は必須ではないかと考えます。樹木の傍らにベンチを置く、人々に優しい新座の街を希望します。南北に走る道路は、樹木が住宅に影を落とさないと思えます。川越街道のように道路中央に植樹してあると根が邪魔することもなくとても理想的と思えます。新しく計画する道路は是非取り入れて頂きたいです。</p> <p>地球温暖化防止のために少しずつでも樹木を増やし緑の多い新座市になることを望みます。</p>	<p>頂いた御意見は、今後の環境施策の検討・推進に当たっての参考とさせていただきます。</p>	

No.	指摘箇所	提出された意見	意見に対する市の考え方	市の方針
36	P62	2030年の温室効果ガス削減目標について「46%を目指し、さらに50%への高みに向け、挑戦を目指していく」とありますが、これでは1.5度目標を達成することはできません。プロジェクト「クライメート・アクション・トラッカー」は日本全体で2030年までに温室効果ガスを60%以上削減する必要があるとしています。気候正義の観点、炭素予算の観点からも、まずは2030年の温室効果ガス削減目標を2013年度比で60%以上とし、ぜひ温暖化対策をスピード感をもって進めていただきたいです。	本計画における削減目標については、国の計画と整合性を図るため、素案の修正は行いませんが、頂いた御意見は、今後の環境施策の検討・推進に当たっての参考とさせていただきます。	
37	P27-30	地球温暖化防止は急を要する課題だと思います。これに対して、市の取り組みと、市民の取り組み、事業所の取り組みを挙げていますが、市役所自体ができることは限定的で総量にあまり貢献しません。もっと市民や事業所の取り組みを活発にすべきだと思いますが、今は、・・・に努めます、とか、検討します、というような言い方だけで具体性がありません。対策への助成金を設けるとか、エネルギー消費を規制するとか、もっと実効性のある施策を考えるべきだと思います。	現時点でエネルギー消費の規制を行うことは考えておりませんが、助成金等の補助制度の具体的な内容については、検討を進めています。	
38	P43-44	環境に対する意識の向上策として、市、市民、事業者の取り組みを挙げていますが、ここで述べているのは、自然保護や環境保全が主なもので、気候変動など地球の持続可能性を危うくする要素があまり含まれていません。気候変動の現状、温暖化の加速度的な進行、プラスチックによる環境汚染、など、より幅広いテーマを掲げたほうが良いと思います。また、学校の総合学習の時間を活かしたり、新座市民大学の講座なども活用して、市民全体の意識レベルを高めるようにすべきだと思います。	環境に対する意識の向上については、「基本目標5 環境のためにみんなが考え行動する「まち」をめざそう」で、温暖化や気候変動の内容の記載については、本計画の第5章「新座市地球温暖化対策地域推進計画」及び第6章の「地域気候変動適応計画」でそれぞれ記載していることから、素案の修正は行いませんが、頂いた御意見は今後の環境施策の検討・推進に当たっての参考とさせていただきます。	
39	P63-69	(2)温室効果ガス排出量の削減目標として、令和12年度に、46～50%削減を目指す。としています。これに対応する(3)目標の達成に向けた取組の内容が希薄だと感じます。第4章-基本目標1-個別目標1.地球温暖化の防止に努めように掲げられた、取組内容をほぼ再掲しているだけで中身がない。このような内容で目標を達成できるかどうか、まったく分からない。目標に対して、施策の効果予測を組み合わせないと、『絵に描いた餅』で実現できると思えません。もっと、ロジカルな計画をつくるように努力すべきと考えます。	環境基本計画は、環境基本条例に基づき、施策の方向性について、記載したものです。 なお、本計画に基づく削減目標等の達成に向けた補助制度の導入に向けた整備を進めています。頂いた御意見は、今後の環境施策の検討・推進に当たっての参考とさせていただきます。	